

《地域移行の完了時期について》

Q14. 休日の活動において、部活動から地域クラブ活動への移行完了は、具体的にいつまでに行えばよいのか？

A. 対馬市の移行スケジュールとしては、令和7年度末までに運営主体を確立させて地域クラブ設立の準備を行い、令和8年度4月から休日の活動は地域クラブ活動へ移行すると示しておりました。実際に、地域クラブ設立の準備を進める中で、指導者として学校の教職員が兼職兼業として携わったり、異動により部活動顧問が交代したりすることもあり、令和7年度末に準備していた体制について、令和8年度当初に見直し等が必要になる場合も考えられます。そこで、地域クラブ設立については、令和7年度末（令和8年3月末）段階で申請書を提出していただき、指導者等の変更がある場合については、令和8年4月末までに再度申請書を提出し、変更の手続きをしてください。体制が確立次第、地域クラブとしての活動をお願いします。

《スクールバスの利用について》

Q15. 休日の活動におけるスクールバスは現在の運行体制を継続するという連絡があったが、そのスクールバスは平日利用していない他校の生徒でも利用できるのか？

A. スクールバスは、「対馬市スクールバスの運行及び管理等に関する規則」に則って運行しています。第2条（2）「スクールバス 市が所有し、市内の児童・生徒の通学の用に供する車両及び通学バスのことをいう。」という規定があり、他校の生徒は通学の用に供するという条件に当てはまらないため、乗車することはできません。令和8年度に継続するスクールバスの休日の運行については、地域展開移行期における措置と御理解ください。また、令和9年度以降のスクールバスの休日の運行については、令和8年度の利用状況を精査しながら継続するかどうかを検討していく予定です。

Q16. スクールバス担当の業務について、休日の活動の急な予定変更（雨天により活動中止）等の連絡は誰が行うのか？

A. 前回（Q9：8月末現在）、スクールバス担当者の業務については現在の状況と大きく変わらないと回答しております。スクールバスを複数路線抱えている学校があることを考慮すると、雨天による活動中止などの急な予定変更の連絡は、情報を集約して把握している学校が行うことが適当であると考えます。お手数をおかけしますが、御協力をお願いします。

《健康診断結果の取り扱いについて》

Q17. 「心電図検査において、要精密検査と判定された児童生徒については、病院を受診後、詳しい検査結果が出るまで、体育や部活動等の運動は禁止する」という対馬市養護教諭部会の申し合わせ事項があるが、今後休日の活動が地域クラブに移行した場合はどのような扱いになるのか？

A. 学校における健康診断については、学校保健安全法で規定されており、第14条には「学校においては、健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。」とあります。その具体的な運用として、対馬市養護教諭部会の申し合わせ事項が設けられています。要精密検査と判定された場合の運動禁止は、学校教育活動に係る範囲において関わってくるものです。地域クラブ活動は、学校の教育活動外のため、学校保健安全法や申し合わせ事項にある対応の適用外となります。しかし、子供たちの安全の確保という点から、保護者への周知・説明については、現在と同じように行ってください。